議事要旨

概事安日						 艮
会議名	平成30年度第3回芦屋中央病院評価委員会 会場 4階41会議室					
日時	平成30年9月6日(木) 午後3時30分~午後5時00分					
件名・議題	1. 開会 2. 議題 (1) 第2回評価委員議事要旨について (2) 中期目標(案) について (3) 中期計画(案) について (4) その他 3. 閉会					
	委員長	山口 徹也	出	オブザーバー (病院)	櫻井 俊弘	出
	副委員長	松田 晋哉	欠	オブザーバー (病院)	井下 俊一	出
	委員	江川 万千代	欠	オブザーバー (病院)	森田 幸次	出
	委員	貞安 孝夫	出	オブザーバー (病院)	竹井 安子	田
委員等の出欠	委員	中山 顯兒	出	オブザーバー (病院)	檜田 房男	出
	委員	 内海 猛年 	出	オブザーバー (病院)	中野 悟子	出
	事務局	藤永善詩乃美	出	オブザーバー (病院)	市村修	田
	事務局	有田 昌子	出	オブザーバー (病院)	坂本 林太郎	出
	事務局	甲斐 智志	出	オブザーバー (病院)		
合意・決定事項	た議事要 ・中期目標	旨の確認を行い、	公開に	こついて決議した。	て、事務局より提示 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

○議題(1)第2回評価委員会議事要旨について

- ・第2回評価委員会議事要旨の内容について、委員によって確認し、町のホームページでの公開について決議。
- ・2ヶ所の文言修正について、委員長に一任で委員了承。

○議題(2)中期目標(案)について

- ・事務局より、前回の会議から変更になった点について説明。
- (委員) 第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 医療の質の向上(1) 医療従事者の確保の中で、「待遇改善や」は削除するのか。
- (事務局) 委員からもご意見をいただいているとおり、「職場環境の見直し」という表現 の中に待遇改善も含まれているとして、削除とした。
- (委員) 病院長にお尋ねする。第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項 1 医療サービス (1) 地域医療の維持及び向上の中で、「137 病床 を堅持し」を表記する意味は理解したが、どういう風に解釈すれば良いか。
- (病院) 137 病床は芦屋中央病院が今まで保有してきた病床数であり、外部委員会の答申や議会の特別委員会においても、「137 病床を堅持し」と出てくる。今のところ、中期目標の4年間で137 病床を削られる可能性は低い。ただ、医療事情により、削減を求められる場合もあると思うので、職員の心構えを表すためにも、この「137 病床を堅持し」を象徴的に表記されたと解釈している。
- (委員) 高齢化が進む中で、地域医療の充実のため、保有している 137 病床を継続してほしいと言う町民を含めた議会の意見として、病院も重んじていると思う。
- (委員長) 一般病床と療養病床の構成が変わることはあるのか。
- (病院) 変わることはある。病院移転の日程を決める際にも大きな影響があった。30 年度に入ると療養病床から、一般病床に転換できないのではないかということで、病院は3月に移転している。新病院で緩和ケア病床を15病床作ったが、療養病床を一般病床に転換し、それと併せて緩和ケア病床を作った。137病床の内訳は県が認めれば変わることがある。
- (委員長) これで、中期目標の審議を終える。評価委員会より町長に意見書を出すにあたっては、資料 4 の意見書をかがみとして、修正後の中期目標(案)を別添して提出することとする。

○議題(3)中期計画(案)について

- ・病院より、中期計画(案)について、第1期中期計画と第2期中期計画(案)の変更 点を中心に説明。
 - ・前文

- ・第1 中期目標の期間
- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置
 - 1 医療サービス
- (委員長) (1) 地域医療の維持及び向上の中で、「ADL (activities of daily living)」 は、日常生活動作か。生活の質の向上と似ているが、区別して使用するということか。

(病院) 区別して使用する。

(委員長) (3) 地域医療連携の推進の中で、「ADL の向上」とあるが、「ADL の改善」でなくて、良いのか。

(病院) 「ADLの改善」に変更する。

- (委員長) (6) 予防医療への取組の中で、検診を進める疾患としてがんが列挙されている。 町の実施計画に予防医療の対象として挙がっているがんの疾患名は 6 種類で、中期計画に挙がっているがんの他、子宮がんが挙がっている。 中期計画で子宮がんを外したのは、意味があるのか。
- (病院) 子宮がんに関しては、芦屋中央病院には婦人科がないため、集団検診の際に、町の担当部局が検診会社と協議し、検診バスが病院に来るようになっている。病院として、子宮がんに関しては主体的に関わっていないため、中期計画から外している。
- (委員) (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供の中で、「当該業務に当たる医師の確保が難しい状況である。引き続き調査と検討を行い、在宅支援病院の基準を満たす人材確保に努める。」とある。中期計画に沿って進めて行かなければならないが、人材を確保できるのか、それとも調査と検討を行う段階で終わるのか。
- (病院) 在宅医療を行う際、内科系の医師が主体になると考えた場合、大学病院から派遣や紹介をされ、芦屋中央病院の常勤医師となる。 基本的には、専門分野を持って来られる医師が多く、その医師に在宅医療をしてもらうのは、かなり難しい。在宅医療の専門医は、総合診療医になるが、総合診療医という分類が出てきたのは、まだ日が浅く、どこの大学でも多くはいない。そのため、大学から総合診療医を派遣していただくのは難しい。実際の在宅医療を担っている医師は、病院であれば総合診療医であり、診療所であれば開業医の医師が在宅医療にあたっている。中期計画の中で「調査と検討」と言うのは、芦屋中央病院を退職する医師が在宅医療に当たるという流れも考えられるためだが、相手がいる話しのため、

(委員) 「人材確保のために調査・検討を行う」などの表現に変えたほうがよいの

「調査と検討」及び「人材確保に努める」という表記に留めている。

ではないか。実施できなければ、評価に影響するのではないか。

(病院) 人材確保は、難しい状況ではあるが、病院としては、人材を確保するという意思を持って動いているという意味合いも出したい。

表現としては、書き過ぎかもしれないが、努力は続けて行かないといけないし、現実的に確保したいと考えている。

在宅医療は他の病院でも実施しているし、当院でも努力すれば実施できる のではないかと考えている。

- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置
 - 2 医療の質の向上
- (委員長) (4) 第三者評価期間による評価の中で、「理念」とあるが、ここの「理念」 とは何か。
- (病院) 中期計画の前文に記載している「病院理念」のことである。
- (委員長) それでは、「理念」は「病院理念」と記載した方が良いのではないか。
- (病院) (4) 第三者評価期間による評価の中の「理念」を「病院理念」に修正する。
- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置
 - 3 患者サービスの向上
 - 4 法令遵守と情報公開
- (委員) (1) 患者中心の医療の提供の中で、「医療安全管理チーム」は具体的に何をするのか。
- (病院) 医療安全委員会というもので、病棟や外来のヒヤリ・ハットを集計したり、 予防する委員会である。
 - ・第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 法人運営管理体制の確立
 - 2 業務運営の改善と効率化
- (病院) 1法人運営管理体制の確立の中で、「運営管理体制を構築し、維持する。」としたが、中期目標を考慮すると「運営管理体制を継続する。」にした方が良いか。
- (委員長) 通常、体制は「整備」や「構築」を使い、出来た後は「継続」、「維持」、「運用」のような言葉が使われるが、項目名が「法人運営体制の確立」となっているため、実際には、まだ体制の整備途上にあるのかと理解している。 中期目標の1期目が終わり、5年目に入るのに、まだ構築途中なのかと、気に

なる所ではあるが、意図したものがあるのであれば、「運営管理体制を構築し、 維持する。」という表現で良いと思う。

- (委員) 1法人運営管理体制の確立の中で、「月報を収集・分析を行い」は、「月報の収集・分析を行い」ではないか。
- (病院) 「月報の収集・分析を行い」に修正する。
 - ・第4 財政内容の改善に関する事項
 - 1 持続可能な経営基盤の確立
- (委員長) (1) 健全な経営の維持の中で、「繰出基準」について、文書で規定されているのか。
- (病院) 繰出基準の計算基礎がある。配分の中に項目がいくつもあり、幅がある。
- (委員長) 自治体によっては、具体的な文書がある所とない所があるため、「繰出基準に 基づいた」と明記して良いか確認した。
- (委員) 町から繰出基準に基づいた運営費負担金をもらうために、明記して良いのではないか。
 - ・第5 予算、収支計画及び資金計画
 - ・第6 短期借入金の限度額
 - ・第7出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - ・第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - ・第9 剰余金の使途
 - 第10 料金に関する事項
 - ・第11 その他の芦屋町の規則で定める業務運営に関する事項
 - (委員) 段落表記と段落になっていない表記を統一したほうが良いのではないか。
 - (病院) 最終的に正式な形になる時は、整える。

○その他

- ・今後の中期計画のスケジュール及び開催日時について説明
- ・旧病院と新病院を比較し、患者数、収益額及び病床利用率について説明

(閉会)

地方独立行政法人芦屋中央病院 第2期中期計画 (案)

目次

前文

- 第1 中期計画の期間
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 医療サービス
 - (1) 地域医療の維持及び向上
 - (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供
 - (3) 地域医療連携の推進
 - (4) 救急医療への取組
 - (5) 災害時等における医療協力
 - (6) 予防医療への取組
 - (7) 地域包括ケアの推進
 - 2 医療の質の向上
 - (1) 医療従事者の確保
 - (2) 医療安全対策の徹底
 - (3) 計画的な医療機器の整備
 - (4) 第三者評価機関による評価
 - 3 患者サービスの向上
 - (1) 患者中心の医療の提供
 - (2) 快適性及び職員の接遇の向上
 - (3)総合相談窓口の充実
 - (4) 地域住民への医療情報の提供
 - 4 法令遵守と情報公開
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 法人運営管理体制の確立
 - 2 業務運営の改善と効率化
 - (1) 人事考課制度の導入に向けた取組
 - (2)予算の弾力化
 - (3) 計画的かつ適切な職員配置
 - (4) 研修制度の推進
- 第4 財政内容の改善に関する事項
 - 1 持続可能な経営基盤の確立
 - (1) 健全な経営の維持

- (2) 収入の確保
- (3) 支出の節減
- 第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
 - 1 予算(平成31年度(2019年度)から2022年度まで)
 - 2 収支計画 (平成31年度(2019年度)から2022年度まで)
 - 3 資金計画 (平成31年度(2019年度)から2022年度まで)
- 第6 短期借入金の限度額
 - 1 限度額
 - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
 - 1 診療料金等
 - 2 料金の減免
 - 3 その他
- 第11 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画(平成31年度(2019年度)から2022年度まで)
 - 2 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
 - 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項
 - (1) 施設の維持
 - (2) 国民健康保険診療施設の役割

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院(以下「法人」という。)は、地方独立行政法人 芦屋中央病院第2期中期目標(以下「中期目標」という。)で示されたとおり、町 内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発 揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応した病院運営を 行い、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供すること を目指す。

○病院理念

- ・地域住民に信頼される病院
- ・地域医療機関に信頼される病院
- ・職員に信頼される病院

○基本方針

- 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。
- 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。
- 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。
- 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の 支援を強化します。
- 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療及び終末期医療の充実を図ります。
- 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。
- 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。
- 9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。

第1 中期計画の期間

平成31年(2019年)4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 医療サービス
 - (1) 地域医療の維持及び向上

地域医療構想における北九州医療圏の病床数は過剰であり削減目標が設定されているが、国・県・町の政策に則した適切な病床機能を選択し、137床を堅持する。急性期、回復期、慢性期、終末期さらに在宅医療まで対応し、地域包括ケアシステムの中核病院としての役割を果たす。地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器内科、整形外科、外科など複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。

口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADLの改善に有効なため、取組を強化する。

がん患者に対する対応は重要であり、今後もがん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、当院は高度急性期以降の治療を担う外来 化学療法を充実させる。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

芦屋町高齢者福祉計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進により、 住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。 当院が取り組んできた在宅医療については、引き続き充実・強化に努め、 地域包括ケアシステムの中核病院としての役割を担う。

訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーションについては、地域医療連携室を活用し、地域ニー ズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び介護サービスの提供に努める。

なお、当院は在宅療養支援病院の導入を目指している。しかし、現状では24時間体制で当該業務に当たる医師の確保が難しい状況である。引き

続き調査と検討を行い、在宅療養支援病院の基準を満たす人材確保に努める。

指標	平成 29 年度 (2017 年度)実績	2022 年度目標
訪問看護ステーション利用者数	571 人	650 人
訪問看護ステーション利用回数	3,789 回	4,300 回
訪問看護ステーション看護師数	3.2人	4 人
訪問リハビリテーション利用件数	1,278件	2,000件
居宅介護支援事業所利用者数	1,691 人	2,100人
居宅介護支援事業所職員数	4.5人	5 人
通所リハビリテーション利用回数	6,114 回	12,000 回
退院支援カンファレンスの開催数	2,362 回	2,750 回
返院又後ガンファレンへの開催数	(実患者数:1,632人)	(実患者数:1,733人)
入退院において地域医療連携室が	113 人	174 人
在宅医療部門と連携し、引継ぎを		0.15 61
行う患者数及び件数	161 件	248 件

[※] 在宅医療部門:訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション

(3) 地域医療連携の推進

地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に 適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。 退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事 業所や訪問看護ステーション等と協働し、在宅復帰への支援を行う。

病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者を スムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。

病診連携では、当院の機能を情報発信し、さらに地域交流会等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。

介護施設等との連携については、施設担当者と関係部署との情報共有を 密にし、利用者のADLの改善に努める。

指標		平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
医療施	入院患者数に占める医療施 設からの紹介患者数の割合	18.4%	28.5%
設か	基幹病院からの受入件数	140 件	250 件
診療所からの受入件数		105 件	150 件
医療施設からの紹介患者数の割合 設からの紹介患者数の割合 基幹病院からの受入件数 診療所からの受入件数 上記以外の医療機関からの テス件数		55 件	65 件
介護施設からの入院受入件数		210 件	250 件
地域医療連携会参加回数		13 回	15 回
地域医療連携会参加人数		21 人	30 人

(4) 救急医療への取組

救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。国が推進している医療機能分化に則して、高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院と連携し迅速に対応する。

(5) 災害時等における医療協力

災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町や地域の災害拠点病院、医師会等と連携して迅速、かつ、適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。

(6) 予防医療への取組

地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実 施する。また、職員健診、企業健診(協会けんぽ・組合保健・共済組合)、 自衛隊の健診等の拡大を図る。

予防接種については、小児予防接種を除いて実施する。

指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標	
企業健診件数	1,228 件	1,500件	
特定保健指導実施件数	65 件	94 件	
特定保健指導対象者数に占める	71.0%	90.0%	
特定保健指導実施件数の割合	71.0%	90.0%	

(7) 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターとの連携を図るとともに、医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を行う。また、地域ケア会議に参加し、 医療・介護・福祉施設等の関連機関と連携を深める。

さらに、町と協働して高齢者の健康推進事業である「短期集中サービス (運動器の機能向上プログラム)」や「認知症初期集中支援チーム」など の介護予防事業にも取り組む。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図る。呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。さらに、医師事務作業補助体制を強化し、診療に集中できる職場環境の整備を進める。

看護職員及びコメディカル職員の確保については、教育体制及び福利厚生などを充実させる。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成、さらには、人事考課制度を活用し、働きがいのある職場環境を整備する。

指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
常勤医師数	16 人	18 人
看護師数	83 人	97 人
認定看護師数	0人	2 人
コメディカル職員数	35 人	48 人
医師事務作業補助者数	1名	7名

(2) 医療安全対策の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

① 医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、

院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体(KRICT:北九州地域感染制御チーム)によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

指標		平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
医病	院内研修会開催回数	2 旦	2 回
医療安全対策	院内研修会参加人数	157 人	500 人
全分	院外研修会参加回数	2 回	5 回
策院外研修会参加人数		2 人	5 人
	院内研修会開催回数	2 旦	2 旦
院内	院内研修会参加人数	294 人	500 人
院内感染対策	院外研修会参加回数	4 旦	8 回
) 柴 対	院外研修参会加人数	19 人	20 人
策	感染対策に関する院 内ラウンド回数	48 回	48 回

(3) 計画的な医療機器の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を 適宜導入することにより、医師をはじめとする医療従事者のモチベーショ ンを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

(4) 第三者評価機関による評価

病院理念及びISO9001品質方針に基づき、各部署における課題抽 出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、 組織内部での改善サイクルを確立する。

指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
内部監査員研修会	2 回	3 回
内部監査員数	26 人	60 人
内部監査不適合是正回数	6 旦	2 回

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

当院及び他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、 その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談 支援体制を強化する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。

(2) 快適性及び職員の接遇の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。

外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、 順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間 による不安や不満の軽減に努める。

入院においては、入院に対する不安感や職員との信頼関係、慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。

また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映する。

指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
接遇に関する研修開催回数	2 旦	2 回
接遇に関する研修参加人数	213 人	300 人
アンケートによる患者満足度調査結果 (対象:外来患者)	6. 22/10 点	7.5/10点
アンケートによる患者満足度調査結果 (対象:入院患者)	6.99/10 点	7.5/10点

※ 患者満足度調査の質問項目:「全体としてこの病院に満足していますか」

(3)総合相談窓口の充実

地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と 連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員を配置するなど行 い、さらなる充実を目指す。 地域住民の相談には、総合相談窓口に配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。

指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	2022 年度目標
相談件数	3,568 件	4,200件
総合相談窓口人員数	5 人	6 人

※ 総合相談窓口人員:看護師・社会福祉士・薬剤師・保健師・クラーク

(4) 地域住民への医療情報の提供

町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治 区や各種団体への公開講座等も実施する。

広報誌やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。また情報発信においては、高齢者にも見やすいように文字を大きくするなどの配慮に努める。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、 院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。) に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を構築し、維持する。

法人の最高決議機関である法人理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の 収支報告及び各診療科・部門の月報の収集・分析を行い、計画の進捗状況を 把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入に向けた取組

現在導入を進めている人事考課制度により、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格などの処遇に反映させ、職員のモチベーションを高めることができる体制づくりを引き続き進める。

職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等期待する人材を育てることを目的とした人材育成制度の中核となる人事考課制度の構築を目指す。

(2)予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる 会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。

(3) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、 職員の育成を継続的に行う。その上で地方独立行政法人化のメリットの一 つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画 的、かつ、適切に配置する。

医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中 長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を 確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。

(4) 研修制度の推進

専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、院内研修会や各種団体が主催する学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。

また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等の環境を整備する。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業 経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるよう に健全経営を維持し継続する。

また、繰出基準に基づいた運営費負担金を町から繰入れる。

(2) 収入の確保

地域医療構想における北九州医療圏の病床数は、削減目標が設定されているが、適切な病床機能を選択し、137床を堅持する。その上で診療報酬改定への迅速、かつ、適切な対応を行う。

地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立 し、患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、介護サービス(訪問 看護、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)を強化し、収入増を図る。

未収金発生の防止及び未収金回収の強化に取り組む。また、請求漏れ及び査定減に対する対策を講じる。

健診・がん検診や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金 設定を行い、収入の増加を図る。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

職員については、病院機能の維持に必要な人員数を常に把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで計画的、かつ、効果的な採用を行う。

指標		平成 29 年度 (2017 年度)実績	平成 2022	年度目標	
1日平均入院患者数		96.8人		120.0 人	
	病床和	利用率	70.7%		87.6%
	平均力	入院単価	29,063 円	:	36, 796 円
	地域	1日平均入院患者数	一人		93.8人
		新規入院患者数	一人		1,575人
-	地域包括ケア般病床	病床利用率	-%		90.2%
入院	病床	平均入院単価	一円	:	38, 377 円
1 1975	緩和	1日平均入院患者数	一人		10.0人
	緩和ケア病床	病床利用率	-%		66.7%
	病床	平均入院単価	一円		50, 185 円
	療	1日平均入院患者数	一人		16.2人
	療養病	病床利用率	-%		90.1%
	床	平均入院単価	一円		19,964 円
外	1 日平	Z均外来患者数	333.0 人	※ 6	401.2人
来	来 外来診療単価		9, 943 円	※ 7	7,076 円
医業場	医業収支比率 ※1		83.1%	※ 8	92.8%
経常収支比率 ※2		85.0%		100.9%	
給与	給与費比率 ※3		56.7%		64.4%
材料	材料費比率 ※4		28.8%		18.0%
経費は	七率	※ 5	31.2%		14.0%

当院では平成30年度より一般病床のすべてと医療療養病床の一部を地域包括ケア病床としている(3東病棟45床、3西病棟45床、4西病棟32床のうち14床)。そのため平成29年度とは病床機能が異なり実績の比較はできない。

地域包括ケア病床とは急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある方、在宅・施設療養中から緊急入院した方に対して、在宅復帰に向けて診療、看護、リハビリを行なうことを主な目的とした病床のことを言う。

- ※1 医業収支比率=医業収益/医業費用×100
- ※2 経常収支比率=(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)×100
- ※3 給与費比率=給与費(一般管理費分含む。)/医業収益×100
- ※4 材料費比率=材料費(医薬品·診療材料等)/医業収益×100
- ※5 経費比率=経費(一般管理費分含む。)/医業収益×100
- ※6 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを含む。
- ※7 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを含む。また、新築移転 (平成30年3月)から院外処方となり、外来収益が下がるため、外来診療単価 は下がる。
- ※8 新築移転(平成30年3月)から院外処方となったことで、外来処方分の薬品費が削減されたため、材料比率は下がる。

第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(平成31年度(2019年度)から2022年度まで)

(単位:千円)

区分	金額
収 入	
営業収益	11, 658, 827
医業収益	10, 031, 675
運営費負担金等収	益 1,627,152
営業外収益	36, 750
運営費負担金収益	13, 667
その他営業外収益	23, 083
資本収入	508, 320
長期借入金	318, 000
その他資本収入	190, 320
その他の収入	0
計	12, 203, 897
支 出	
営業費用	10, 030, 299
医業費用	9, 716, 351
給与費	6, 331, 177
材料費	1, 866, 606
	1, 518, 568
一般管理費	321, 265
給与費	254, 609
	66, 657
営業外費用	66, 547
資本支出	2, 401, 604
建設改良費	559, 448
償還金	1, 090, 900
その他資本支出	751, 256
その他の支出	0
計	12, 505, 767

- (注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。
- (注) 期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額6,585,786千円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、 基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画 (平成31年度(2019年度)から2022年度まで)

(単位:千円)

区分	金額
収益の部	11, 736, 193
営業収益	11, 700, 526
医業収益	10, 003, 872
運営費負担金等以	又益 1,627,152
資産見返負債等	冥入 69,501
営業外収益	35, 667
運営費負担金収	益 13,667
その他営業外収	益 22,000
臨時利益	0
費用の部	11, 927, 358
営業費用	11, 455, 585
医業費用	11, 136, 401
給与費	6, 364, 183
材料費	1, 788, 200
経費	1, 386, 124
減価償却	1, 597, 893
その他医療	と費用 0
一般管理費	319, 184
営業外費用	467, 773
臨時損失	4, 000
純利益	▲ 191, 165
目的積立金取崩額	_
総利益	▲ 191, 165

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画 (平成31年度(2019年度)から2022年度まで)

(単位:千円)

	(単位:丁円)
区分	金額
資金収入	14, 668, 281
業務活動による収入	11, 695, 577
診療業務による収入	10, 031, 675
運営費負担金等による収入	1, 640, 819
その他の業務活動による収入	23, 083
投資活動による収入	84, 320
財務活動による収入	424, 000
長期借入れによる収入	318, 000
その他の財務活動による収入	106, 000
前事業年度からの繰越金	2, 464, 384
資金支出	14, 668, 281
業務活動による支出	10, 104, 163
給与費支出	6, 585, 785
材料費支出	1, 866, 606
その他の業務活動による支出	1, 651, 772
投資活動による支出	566, 648
有形固定資産の取得による支出	559, 448
その他の投資活動による支出	7, 200
財務活動による支出	1, 834, 956
移行前地方債償還債務の償還及び長期	月借 1 000 000
入金の返済による支出	1, 090, 900
その他の財務活動による支出	744, 056
次期中期目標の期間への繰越金	2, 162, 514

⁽注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

- 第6 短期借入金の限度額
 - 1 限度額

300百万円

- 2 想定される短期借入金の発生事由
 - (1) 業績手当(賞与)の支給等による一時的な資金不足への対応
 - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応
- 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

第9 剰余金の使途

中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。

- (1)診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律 第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっ ては、前2号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消

費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3 その他

第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に 定める。

1 施設及び設備に関する計画(平成31年度(2019年度)から2022年度まで) (単位:千円)

施設及び設備の内容 予 定 額 病院施設・設備の整備 4,000 医療機器等の整備・更新 555,448

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の 処分に関する計画

なし

- 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項
 - (1) 施設の維持

新病院については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。

(2) 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。

第2期中期目標に対	する笙?	期中期計画	(室)
カム効 T冽 ロ (ホ)〜/)) 'O オロ ム	初下初日四	\ Æ /

第2期中期目標(案)	第2期中期計画(案)
地方独立行政法人声屋中央病院(以下「法人」という。)は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉の中心的病院としての役割を担ってきた。 平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、証証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の割目標の治定定括ケア病棟で、第2期間における地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。さらに、健かなるに、医療・保健・福祉の取りになるで、医療・保健・福祉の中心的病院として、医療・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民になったる。ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。	地方独立行政法人芦屋中央病院(以下「法人」という。)は、地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標(以下「中期目標」という。)で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応した病院運営を行い、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供することを目指す。また、引き続き下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。 (病院理念・地域医療機関に信頼される病院・地域医療機関に信頼される病院・地域医療機関に信頼される病院・地域医療機関に信頼される病院・地域医療機関に信頼される病院・地域に医療が進の向上に努め、類の高い医療を提供します。 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療及び終末期医療の充実を図ります。 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。 9 上記、8 項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。
平成31年(2019年)4月1日から2023年	平成31年(2019年)4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

第 1	中期目標の期間

3月31日までの4年間とする。

第1 中期計画の期間

第2 住民に提供するサ	ービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 住民に対して提供	するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 医療サービス		1 医療サービス	
(1)地域医療の維持及 び向上			地域医療構想における北九州医療圏の病床数は過剰であり削減目標が設定されているが、国・県・町の政策に則した適切な病床機能を選択し、137床を堅持する。急性期、回復期、慢性期、終末期さらに在宅医療まで対応し、地域包括ケアシステムの中核病院としての役割を果たす。地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器内科、整形外科、外科など複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。
意見記載欄	多岐にわたる使命・役割があるでしょうが、	、実施可能な事業を見	越して、文書表現に柔軟性を持たせては如何でしょうか?
病院の考え方	137床の堅持にはじまり、地域包括ケアしい課題です。しかし、経営上の観点だけでまた、2段落目以降の計画についても、高す。なかでも、口腔ケアについては、熱心なます。	システムの中核病院となく、芦屋町及び周辺は 齢者の増加が見込まれる 芦屋町内の歯科医師が	こ当院の使命及び役割をふまえ、計画を立案しています。 しての役割を果たすことは、今後の医療の流れを見定めつつ実現しなければならず非常に難 地域に必要とされる医療を持続的に提供するうえで必要な事項だと考えています。 る中で、当院が地域包括ケアシステムの中核病院として実施すべき計画であると考えていま 当院に関わっており、今後はさらに深く関わり口腔ケアを充実したいと申し入れがあってい ので、文章表現はこのままとしたいと考えています。

(2)在宅医療及び介護 までの総合的なサービス の提供	声屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。	(2)在宅医療及び介護 までの総合的なサービス の提供	防・生・間では、 一生・間では、 一生・は、 一・は、 一・は、 一・は、 一・は、 一・は、 一・は、 一・は、 一	は在宅療養支援病院の導入を目指 催保が難しい状況である。引き続 力る。 指標 訪問看護ステーション利用者数 訪問看護ステーション利用回数 訪問看護ステーション利用回数 訪問リハビリテーション利用件数 居宅介護支援事業所利用者数 居宅介護支援事業所利用者数 居宅介護支援事業所職員数 通所リハビリテーション利用回数 退院支援カンファレンスの開催数 入退院において地域医療連携室が 在宅医療部門と連携し、引継ぎを 行う患者数及び件数	当院が取り組んでき 核病院としての役割を 、訪問リハビリテーシ ズに応じた一体的で総 している。しかし、現 き調査と検討を行い、 平成29年度 (2017年度) 実績 571人 3,789回 3.2人 1,278件 1,691人 4.5人 6,114回 2,362回 (実患者数:1,632人) (113人 161件	た在宅医療については、 担う。 ョン、通所リハビリテー 合的な在宅医療及び介言 状では24時間体制で 在宅療養支援病院の基準 2022年度目標 650人 4,300回 4人 2,000件 2,100人 5人 12,000回 2,750回 (実患者数:1,733人) 174人 248件	、 一護 当準き ョー 業満だ
○新たな指標	①退院カンファレンスの開催数 ②入退院において地域医療連携室が在宅医療部門と通						
追加理由	中期計画において、新たに在宅医療部門が地域医療連携室を活用することが求められており、以下の理由で①及び②を指標として追加した。 ①退院支援カンファレンスは地域医療連携室が主体となって行っており、患者退院時に当院在宅医療部門との連携を図る際に重要なものと位置付けているため。 ②在宅医療部門が地域医療連携室と連携し、在宅医療部門の利用者が入院する場合や、患者退院時に在宅医療部門へ引継ぎを行った件数。当院在宅医療部門と入院機能の間でシームレスな流れを実現するには、入退院時に地域医療連携室と連携することが重要であるため指標とした。						
意見記載欄	カンファレンスの資料作りが負担にならない						
病院の考え方	ご意見のとおり、今後退院支援カンファレン増加に対応し、カンファレンス実施の際には、また、カンファレンスの内容を記載するファでは資料作り等において負担感なく業務を実施今後もご意見を参考にし、会議の効率化及び	フローシートを作成して ナーマットも作成してお もできています。	こおり効率的な おり、資料作成	運用に努めています。			

	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方 支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施 設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のな い医療提供体制を強化すること。		地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等と協働し、在宅復帰への支援を行う。病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。病診連携では、当院の機能を情報発信し、さらに地域交流会等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。介護施設等との連携については、施設担当者と関係部署との情報共有を密にし、利用者のADLの改善に努める。				の相談も行 入れ、後方支 の診療所と関
				指標	平成29年度 (2017年度) 実績	2022年度目標	
(3)地域医療連携の推 進		(3)地域医療連携の推 進	医 療 施	入院患者数に占める医療施 設からの紹介患者数の割合	18. 4%	28. 5%	
			設か	基幹病院からの受入件数	140件	250件	
			, S	診療所からの受入件数	105件	150件	
			入 院	上記以外の医療機関からの 受入件数	55件	65件	
			> 1 HQ.	施設からの入院受入件数	210件	250件	
				医療連携会参加回数	13回	15回	
			地域	医療連携会参加人数	21人	30人	
○新たな指標	①入院患者数に占める医療施設からの紹介患者数の ②診療所からの受入件数	副合					
	①第1期は入院の紹介率を指標としていたが、一般的	内な指標ではなかったため	変更した。指標を「プ	、院患者数に占める医療施設か	らの紹介患者数の割	合」と単純化し、彡	名称も変更し
追加理由 	た。 ②第2期中期計画において病診連携について計画を5	立てており、その取組の成	果を診療所からの入院	定受入件数であらわす。			
(4) 救急医療への取組	芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救 急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれ る救急医療体制を充実させること。	(4) 救急医療への取組		て地域住民の救急医療を行う。 ついては、近隣の基幹病院と連			て、高次救急
意見記載欄	現状としては、この考えで宜しいかと思います。						
病院の考え方	国の医療政策の変化などに対応し、今後も均	也域の救急医療の質を保	そつよう努めてまい	ります。			

(5) 災害時等における 医療協力	災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。		災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生3 院、医師会等と連携して迅速、かつ、適切に				
	町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。		地域住民の健康維持・増進を図るため、町ん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査合保健・共済組合)、自衛隊の健診等の拡力予防接種については、小児予防接種を除い	査を実施する。また、職 てを図る。			
(6)予防医療への取組		(6)予防医療への取組	指標	平成29年度 (2017年度) 実績	2022年度目標		
			企業健診件数	1,228件	1,500件		
			特定保健指導実施件数	65件	94件		
			特定保健指導対象者数に占める 特定保健指導実施件数の割合	71.0%	90.0%		
○新たな指標	①企業健診件数 ②特定保健指導実施件数 ③特定保健指導対象者に占める特定保健指導実施件数の割合						
追加理由	予防医療への取組みにおいては、第1期中期計画では、住民健診に関する項目を指標としていた。しかし、住民健診の目標設定は芦屋町が行っており、病院側で受診者増加の取組みは難しいのではなないかとの意見を評価委員会の意見として頂いていた。そのため、第2期中期計画では、住民健診に関する指標ではなく、企業健診に関する指標を掲げた。 ①企業健診拡大への取組み成果を年度単位で件数にあらわすため。 ②企業健診における特定健診では生活習慣病の予防を目的としており、当院保健師が生活習慣病の発症リスクが高い方へ対応した成果を、特定保健指導の実施件数であらわすため。 ③企業健診における特定保健指導は平成29年度では実施率が71%となっており、高い数字とは言えない。対象者に出来る限り特定保健指導を行うため指標とした。						
(7)地域包括ケアの推 進	地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。	(7)地域包括ケアの推 進	地域包括支援センターとの連携を図るととな取組を行う。また、地域ケア会議に参加しさらに、町と協働して高齢者の健康推進事ム)」や「認知症初期集中支援チーム」な	ン、医療・介護・福祉施 事業である「短期集中サ [、]	設等の関連機関と連携を深める。 ービス(運動器の機能向上プログラ		

2 医療の質の向上		2 医療の質の向上				
(1) 医療従事者の確保	医療サービスの維持・向上を図るため、職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。	(1)医療従事者の確保	医師については、良質な医療を提供し地を図る。呼吸器内科・循環器内科・眼科・在宅医療の推進にあたり、必要となる総合体制を強化し、診療に集中できる職場環境看護職員及びコメディカル職員の確保に認定看護師をはじめとする病院経営に関わには、人事考課制度を活用し、働きがいの。指標標準額医師数	耳鼻咽喉科については、引き診療医についても確保に努めの整備を進める。 ついては、教育体制及び福利 る資格を有する職員の処遇む	き続き常勤医師の確保 める。さらに、医師 削厚生などを充実され	保を目指す。 事務作業補助 せる。また、
			有護師数	83人	97人	
			認定看護師数	0人	2人	
			コメディカル職員数	35人	48人	
			医師事務作業補助者数	1名	7名	
○新たな指標	①コメディカル職員数 ②医師事務作業補助者数					
追加理由	①施設基準の変更により、コメディカル職員の人員数の変動が大きくなっている。今後も適正な採用を行うためにも新たにコメディカル職員の人員数についても計画の指標とした。 ②医師事務作業補助者については、診療に集中できる環境づくりのため第2期中期計画で体制の強化を計画しているため指標化した。					
意見記載欄	医療従事者の確保は病院運営の要です。収益は好結果を生みます。					
病院の考え方	医療従事者の確保については、外来・病棟 また、福利厚生や資格への助成、人事考課制	機能に応じた必要な人員 制度を活用し、働きがし	を確保するよう努めています。 Nのある職場を目指します。			

	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。	、全職員が医療安全 切に行動すること。			助務する職員の安全確保の 療安全対策の徹底に努める 会に努める 会になる医療事故及びヒヤリ の研修会等にも積極的に参い を が を が が を は で と で で と で で と で と で で と で と で と で と	ハット事例の収集・分での研修会・報告会、タ での研修会・報告会、タ かかすることを通じて、 、院内感染対策を確立 の学会や研修会等への いるがでは、	が析を行い、発生原 ・部講師を招聘して 安全意識と知識の でする。また、院内 でする。また、院内 ではなり情報中	原因・再発防止 の講習会等を)向上を図る。 可研修会や外部 又集を行い、職		
					指標	平成29年度 (2017年度)実績	2022年度目標			
(2)医療安全対策の徹 底		(2)医療安全対策の徹 底				医	院内研修会開催回数	2回	2回	
) jes	IS.	125		療安	院内研修会参加人数	157人	500人			
					全 対	院外研修会参加回数	2回	5回		
					策	院外研修会参加人数	2人	5人		
				ı		17 /->	院内研修会開催回数	2回	2回	
					院 内	院内研修会参加人数	294人	500人		
				感染	院外研修会参加回数	4日	8回			
				対	院外研修会参加人数	19人	20人			
				策	感染対策に関する院内 ラウンド回数	48回	48回			
(3)計画的な医療機器 の整備	地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。	(3)計画的な医療機器 の整備			は計画的に整備・更新し、 従事者のモチベーションを					

(4)第三者評価機関に よる評価	第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。	(4)第三者評価機関に よる評価	病院理念及びISO9001品質方針また、職員による各部署の内部監査を実 指標 内部監査員研修会 内部監査員数 内部監査不適合是正回数					
○新たな指標	①内部監査員研修会 ②内部監査員数 ③内部監査不適合是正回数							
上 追加理由	ISO9001では特に内部監査の重要性について評価委員会等でご意見を頂いており、内部監査機能の充実のために指標を掲げている。 ①内部監査を行う内部監査員の役割は、所定の内部監査研修会を終えたもののみに与えられる。これまで新規内部監査員の養成を主としていたが、今後はすでに内部監査員として活躍している職員を対象とした研修を追加し、その質の向上を図ることを目標として指標を設定。 ②内部監査員は現在、管理職及び監督職が主に役割を担っている。今後は一般職(1級~3級で構成)の3級職に養成を行い、内部監査員の充実を図るため指標とした。 ③不適合とはISO独自の言葉で、病院及びISOの方針に基づく部署マニュアル通り運用・管理されていない状況や、PDCAサイクルが全く機能していないなど、部署の運営に大きな問題がある場合に指摘される。毎年の内部監査によって不適合を減少させ、組織運営が適切に行われることを目標とし、不適合是正回数の減少を指標とした。							
意見記載欄	内部監査制度のピットフォールは何ですか^	?						
病院の考え方	内部監査では現状32名の内部監査員が他部署の監査を行っています。内部監査員にISO9001に関する知識が不足していた場合や、詳細な監査のポイントがわからないことなどがあれば内部監査の質を下げる可能性があります。この点については、質を保つため内部監査員研修を行っています。 当院では、「内部監査で指摘してもらうこと」=「部署の組織改善が進む」という共通の認識を持つよう当初から意識付けを行っています。今後もこのスタンスは変えず、内部監査員が意見を述べやすい環境を保つよう努めます。							
3 患者サービスの向上		3 患者サービスの向上						
(1)患者中心の医療の 提供	患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント(患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。)を徹底すること。	(1)患者中心の医療の 提供	患者やその家族が治療内容を十分に理 徹底する。 当院及び他の医療機関の患者やその家 言等を求められた場合に適切に対応でき また、医師をはじめとする専門的な知 患者情報を共有し、連携・協働して患者 ム、感染症対策チーム、医療安全管理チ	族から、病状や治療方法についる相談支援体制を強化する。 識・技術を有する複数の医療従中心の医療を推進するため、複	で、その主治医以外の医師の助 を事者が、診療科や職種を超えて 経済チーム、栄養サポートチー			

	職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。		患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。 外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び 家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。 入院においては、入院に対する不安感や職員との信頼関係、慣れない入院生活に配慮し、療養環境の 快適性を高める。 また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に 反映する。				
(2)快適性及び職員の		(2)快適性及び職員の	指標 平成29年度 (2017年度) 9	續 2022年度日標			
接遇の向上		接遇の向上	接週に関する研修開催回数	2回 2回			
			接遇に関する研修参加人数 2 アンケートによる患者満足度調査結果 (対象:外来患者) 6.22/	3人 300人 0点 7.5∕10点			
			アンケートによる患者満足度調査結果 (対象:入院患者) 6.99/1	0点 7.5/10点			
		+ b +/	※ 患者満足度調査の質問項目:「全体としてこの病院に満足して	ハますか」			
○新たな指標	①アンケートによる患者満足度調査結果(対象:外)②アンケートによる患者満足度調査結果(対象:入)※質問項目:「全体としてこの病院に満足していま	院患者)					
追加理由	①及び②「接遇向上・快適性向上への取組」につい	て、外来・入院それぞれ耶	計画であり、この計画に対する総合評価指標として患者満足度調査	:結果を導入した。			
意見記載欄	外来の待ち時間対策として、電カル使用や ⁻		ますか?				
病院の考え方	電子カルテを導入し、待ち時間の軽減に努めています。 また、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、皮膚科では再来時の予約制を導入する工夫をしています。 会計時の待ち時間対策として、会計計算スキルを持つ職員の育成だけでなく、繁忙期には会計システムを2台稼働させ待ち時間の短縮にも努めています。						

(3)総合相談窓口の充 実	地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。 (3)総合相談窓口実	地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員を配置するなど行い、さらなる充実を目指す。 地域住民の相談には、総合相談窓口に配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。 「中でスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。 「中でスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。」 「中でスを受けられるように表現する。」 「中でスを受けられるように表現する。」 「中でスを受けられるように表現する。」 「中でスを受けられるように表現する。」 「中でスを受けるなどの表現する。」 「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを受ける」は、「中でスを表現する。」は、またる。」は、「中でスを表現する。」は、「中でスを表現する。」は、「中でスを表現する。」は、またる。」は、「中でスを表現する」は、「中でスを表現する。」は、またる。」は、「中でスを表現する。」は、「中でスを表現する。」は、「中でスを表現する。」は、「中でスを表現する。」は、またる。」は、「中でスを表現する。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。は、またる。」は、またる。」は、またる。」は、またる。は、またる。」は、またる。は、またる。」は、ま	
(4)地域住民への医療 情報の提供	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。 (4)地域住民への情報の提供	町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。 広報誌やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。また情報発信においては、高齢者にも見やすいように文字を大きくするなどの配慮に努める。	
4 法令遵守と情報公 開	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録(カルテ)等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。	自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。 診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。	
意見記載欄	ホームページのアクセス回数は把握できますか?		
病院の考え方	現状ではホームページのアクセス回数の把握は出来ていませんが、平成31年度にホームページのリニューアルを行い、閲覧者がより見やすいホームページ を構築する計画です。これに伴い、アクセス回数の把握も出来る予定です。		

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 法人運営管理体制の 確立	理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法 人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、 法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的 かつ効果的な運営管理体制を継続すること。また、 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標 を着実に達成できる体制を推進すること。	1 法人運営管理体制の	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を構築し、維持する。 法人の最高決議機関である法人理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。 さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。	
意見記載欄	3 行目の、法人理事会の前に「法人の最高決議機関である」を挿入することで、理事会、運営会議の位置付けが明確になると考えます。			
病院の考え方	ご意見のとおりに修正いたします。			
2 業務運営の改善と効率化		 2 業務運営の改善と効率化		
12 業務連宮の改善と効響	<u>₽1C</u>	14 未物连各奶以杏仁奶	₽1C I	
2 業務連宮の改善と効益 (1)人事考課制度の導入	職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成や モチベーションの向上につながる制度の構築を図る ため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。		現在導入を進めている人事考課制度により、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格などの処遇に反映させ、職員のモチベーションを高めることができる体制づくりを引き続き進める。職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等期待する人材を育てることを目的とした人材育成制度の中核となる人事考課制度の構築を目指す。	
	職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成や モチベーションの向上につながる制度の構築を図る	(1)人事考課制度の導 入に向けた取組	現在導入を進めている人事考課制度により、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格などの処遇に反映させ、職員のモチベーションを高めることができる体制づくりを引き続き進める。職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等期待する人材を育てることを目的とした人材育成制度の中核となる人事考課制度の構築を目指す。	

(2)予算の弾力化	地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、 効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。	(2)予算の弾力化	中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。 また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。
職員配置	高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な 医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育 成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。 また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れ ることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効 果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めるこ と。さらに、事務部門については、法人職員の採用 や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した 職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。		高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、職員の育成を継続的に行う。 その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめと する職員を計画的、かつ、適切に配置する。 医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れ る。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運 営に努める。 さらに、事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充 実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体 制を強化する。
(4)研修制度の推進	職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。	(4)研修制度の推進	専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、院内研修会や各種団体が主催する学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。 また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等の環境を整備する。

第4 財政内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立		第4 財政内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立	
	自治体病院としての使命を継続的に果たしていく ため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行う ことで、健全経営を維持し継続すること。	(1)健全な経営の維持	政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。また、繰出基準に基づいた運営費負担金を町から繰入れる。
	137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。	(2)収入の確保	地域医療構想における北九州医療圏の病床数は、削減目標が設定されているが、適切な病床機能を選択し、137床を堅持する。その上で診療報酬改定への迅速、かつ、適切な対応を行う。地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、介護サービス(訪問看護、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)を強化し、収入増を図る。未収金発生の防止及び未収金回収の強化に取り組む。また、請求漏れ及び査定減に対する対策を講じる。 健診・がん検診や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金設定を行い、収入の増加を図る。

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の
見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業 運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組 むこと。
病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採 用計画を立案すること。

(3)支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。職員については、病院機能の維持に必要な人員数を常に把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで計画的、かつ、効果的な採用を行う。

	į	指標	平成29年度 (2017年度) 実績	平成2022年度目標
	1 日平	Z均入院患者数	96.8人	120.0人
	病床和	川用率	70. 7%	87.6%
	平均力	院単価	29,063円	36, 796円
	地域	1 日平均入院患者数	一人	93.8人
	担括ケ	新規入院患者数	一人	1,575人
	ァ - 般 -	病床利用率	— %	90. 2%
入院	病床	平均入院単価	-円	38, 377円
	緩和	1 日平均入院患者数	一人	10.0人
	ケア	病床利用率	- %	66. 7%
	病床	平均入院単価	一円	50, 185円
	療養病床	1 日平均入院患者数	一人	16.2人
		病床利用率	- %	90. 1%
		平均入院単価	一円	19,964円
外	1日平	均外来患者数	333.0人	※6 401.2人
来	外来診	寮単価	9,943円	※7 7,076円
医業収支比率 ※1		ž <u>%</u> 1	83. 1%	%8 92. 8%
経常収支比率 ※2		ž ※ 2	85. 0%	100. 9%
給与費比率 ※3		※ 3	56. 7%	64. 4%
材料費比率 ※4		※ 4	28. 8%	18.0%
経費比	率	※ 5	31.2%	14.0%

(3) 支出の節減

	当院では平成30年度より一般病床のすべてと医療療養病床の一部を地域包括ケア病床としている (3 東病棟45床、3西病棟45床、4西病棟32床のうち14床)。そのため平成29年度とは病床機能が異なり実績の比較はできない。地域包括ケア病床とは急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある方、在宅・施設療養中から緊急入院した方に対して、在宅復帰に向けて診療、看護、リハビリを行なうことを主な目的とした病床のことを言う。 ※1 医業収支比率=医業収益/医業費用×100 ※2 経常収支比率=(営業収益・営業外収益)/ (営業費用+営業外費用)×100 ※3 給与費比率=給与費 (一般管理費分含む。) / 医業収益×100 ※4 材料費比率=給与費 (一般管理費分含む。) / 医業収益×100 ※5 経費比率=経費 (一般管理費分含か。) / 医業収益×100 ※6 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを含む。また、新築移転(平成30年3月)から院外処方となり、外来収益が下がるため、外来診療単価は下がる。 ※8 新築移転(平成30年3月) から院外処方となったことで、外来処方分の薬品費が削減されたため、材料比率は下がる。
意見記載欄	①病床区分の解説が必要では? ②院外処方により、外来収益減はあるが、薬が大半を占める材料費も減少している事の説明は?
病院の考え方	①ご意見のとおり、病床区分の変更により平成29年度実績の未記入の理由がわかりにくくなっています。表下に病床区分について変更があった旨を記載し、平成29年度実績と比較できないことを説明します。 ②材料費に占める薬品費の割合は高く、院外処方により第2期中期計画の材料費が下がることを※8に追加します。

1 予算(平成31年度(2019年度)) から2022年	帝 すで)	
	<i>)から2022</i> 平。	及よで)	(単位:千円)
de de	-	区 分	金額
収			
	営業収益	医業収益	11, 658, 827
			10, 031, 675
		運営費負担金等収益	1, 627, 152
	営業外収	益	36, 750
		運営費負担金収益	13, 667
		その他営業外収益	23, 083
	資本収入		508, 320
		長期借入金	318, 000
		その他資本収入	190, 320
	その他の	収入	0
	計		12, 203, 897
支			
	営業費用		10, 030, 299
		医業費用	9, 716, 351
		給与費	6, 331, 177
		材料費	1, 866, 606
		経費	1, 518, 568
		一般管理費	321, 265
		給与費	254, 609
	27 Me (1 +th	経費	66, 657
	営業外費		66, 547
	資本支出		2, 401, 604
		建設改良費	559, 448
		償還金	1, 090, 900
	7 0 14 0	その他資本支出	751, 256
	その他の	又ഥ	0
	計		12, 505, 767

2 収支	(平成31年度 (2019年度) から2022年度まで)	
	(単位:千円)	
	区分金額	
	収益の部 11,736,193	
	営業収益 11,700,526	
	医業収益 10,003,872	
	運営費負担金等収益 1,627,152	
	資産見返負債等戻入 69,501	
	営業外収益 35,667	
	運営費負担金収益 13,667	
	その他営業外収益 22,000	
	臨時利益 0	
	費用の部 11,927,358	
	営業費用 11,455,585	
	医業費用 11,136,401	
	給与費6,364,183材料費1,788,200	
	材料費 1,788,200 経費 1,386,124	
	減価償却費 1,597,893	
	その他医業費用 0	
	一般管理費 319, 184	
	営業外費用 467,773	
	臨時損失 4,000	
	純利益 ▲191, 165	
	目的積立金取崩額 —	
	総利益 ▲191, 165	
(注)計	、端数をそれぞれ四捨五入している。	

3 資	計画(平成31年度(2019年度)から2022年度まで)	
		(単位:千円)
	区 分	金 額
	資金収入	14, 668, 281
	業務活動による収入	11, 695, 577
	診療業務による収入	10, 031, 675
	運営費負担金等による収入	1, 640, 819
	その他の業務活動による収入	23, 083
	投資活動による収入	84, 320
	財務活動による収入	424, 000
	長期借入れによる収入	318, 000
	その他の財務活動による収入	106, 000
	前事業年度からの繰越金	2, 464, 384
	資金支出	14, 668, 281
	業務活動による支出	10, 104, 163
	給与費支出	6, 585, 785
	材料費支出	1, 866, 606
	その他の業務活動による支出	1, 651, 772
	投資活動による支出	566, 648
	有形固定資産の取得による支出	559, 448
	その他の投資活動による支出	7, 200
	財務活動による支出	1, 834, 956
	移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金 の返済による支出	1, 090, 900
	その他の財務活動による支出	744, 056
	次期中期目標の期間への繰越金	2, 162, 514
(注):		

第6 短期借入金の限度額		
1 限度額	300百万円	
2 想定される短期借入 金の発生事由	(1)業績手当(賞与)の支給等による一時的な資金不足への対応 (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応	
第7 出資等に係る不要 財産又は出資等に係る不 要財産となることが見込 まれる財産がある場合に は、当該財産の処分に関 する計画	なし	
第8 重要な財産を譲渡		
まる 里安なM 座で譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	中田引売期間中の仁東米に産の油魚により、マ利人とよじょり人は、岸内は、岸内は、山内、田岸地田	
第9 剰余金の使途	中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、 組織運営の向上策等に充てる。	
第10 料金に関する事項		
1 診療料金等	病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。 (1)診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等により算定した額とする。 (2)前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。	
	(3)消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前2号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
2 料金の減免	理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができ る。	
3 その他	第10料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。	

第5 その他業務運営に関する重要事項			第11 その他芦屋町の規則で定める業務運営に関する事項			
			1 施設及び設備に関する計画 (平成31年度 (2019年度) から2022年度まで) (単位:千円)			
				 施設及び設備の内容	予定額	
			病	院施設・設備の整備	4,000	
			医	療機器等の整備・更新	555, 448	
	意見記載欄	医療機器の予定額の根拠はありますか?				
:	病院の考え方	当院では実施計画(次年度以降3か年の計画)を行い、高額医療機器については、それを基に試算しています。その他の医療機器等については過去の実績か 試算しています。			こいます。その他の医療機器等については過去の実績から	
			2 法第40条第4項 規定により業務の財源 充てることができる積 金の処分に関する計画	に なし		
			3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項			
1 方	布設の維持	新病院については、必要な整備を計画的かつ適正 に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。	(1)施設の維持	新病院については、必要な整備を計	画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。	
2 設の役	国民健康保険診療施 受割	国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、 国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の 維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を 維持し、適切な対応を行うこと。	(2)国民健康保険診 施設の役割	寄与する。さらに、特定健診及びがんれ	、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供	

30 芦住保第463号 · 平成30年11月6日

地方独立行政法人芦屋中央病院 評価委員会委員長 殿



地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第30条第2項の規定により、 下記の事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

平成30年11月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会 委員長 山口 徹也

意 見 書(案)

記

地方独立行政法人芦屋中央病院 第2期中期目標(案)

目次

前文

- 第1 中期目標の期間
- 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 医療サービス
 - (1) 地域医療の維持及び向上
 - (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供
 - (3) 地域医療連携の推進
 - (4) 救急医療への取組
 - (5) 災害時等における医療協力
 - (6)予防医療への取組
 - (7)地域包括ケアの推進
 - 2 医療の質の向上
 - (1) 医療従事者の確保
 - (2) 医療安全対策の徹底
 - (3) 計画的な医療機器の整備
 - (4) 第三者評価機関による評価
 - 3 患者サービスの向上
 - (1) 患者中心の医療の提供
 - (2) 快適性及び職員の接遇の向上
 - (3)総合相談窓口の充実
 - (4) 地域住民への医療情報の提供
 - 4 法令遵守と情報公開
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 法人運営管理体制の確立
 - 2 業務運営の改善と効率化
 - (1) 人事考課制度の導入
 - (2)予算の弾力化
 - (3) 計画的かつ適切な人員職員配置
 - (4) 研修制度の推進
- 第4 財政内容の改善に関する事項
 - 1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 健全な経営の維持
- (2) 収入の確保
- (3) 支出の節減
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 施設の維持
 - 2 国民健康保険診療施設の役割

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院(以下「法人」という。)は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。

平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師及び看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。

第2期中期目標の策定に当たっては、芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。さらに、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供し、良質で安全な医療を提供しに努め、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。

ここに、法人が達成すべき業務運営に関する<mark>第2期</mark>中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

平成31年(2019年)4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1)地域医療の維持及び向上

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。 急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な 役割を担うこと。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を 実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を 担うこと。

病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・ 強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3)地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や 地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、か つ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4)救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

(5)災害時等における医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、<mark>町芦屋町</mark>、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応を取ること。

(6) 予防医療への取組

<u>町芦屋町</u>と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。 また、後期高齢者医療制度及び社会保険等による住民の健診機会の拡 大に努めること。

さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。 予防接種等を継続して実施すること。

(7)地域包括ケアの推進

地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防 事業に協力すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、職場環境の見直しによって、 常勤医師の確保に努めること。

看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

(2) 医療安全対策の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図る こと。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(3)計画的な医療機器の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を 計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント(患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。)を徹底すること。

(2) 快適性及び職員の接遇の向上

_職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。

<u>外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整</u> 備による快適性の向上を目指すこと。

<u>職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指す</u> こと。

(3)総合相談窓口の充実

地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と 連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。

(4)地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録 (カルテ) 等の個人情報の保護並びに患者及びその家族 への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の 運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した 効率的、かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入

職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。

(2) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。

(3)計画的かつ適切な人員職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、 多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営 に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、 病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図る こと。

(4) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の 取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計 画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。

(3)支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

新病院については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期 的に安全な施設維持に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険 者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総 合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。 (評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画 並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映 状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、<mark>評価委員会の意見を</mark> **聴かなければならない。**
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。
- 第三十一条 削除〔平成二九年六月法律五四号〕

第四章 財務及び会計

(事業年度)

- 第三十二条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に 始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した地方独 立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十三条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として 企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分 又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属 明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設 立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、 当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業 報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に 関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない 地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しな ければならない。

地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標(素案)に対するパブリックコメントの結果について

1. 実施期間

平成30年 9月20日(木)~10月17日(水) 28日間 ※町ホームページ及び広報あしや(9月15日号)で告知 役場住民課、芦屋中央病院、芦屋中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館で素案の配布

2. 意見提出者数

3名(11件)

3. 提出方法

持参1名、ファックス1名、メール1名

4. 意見の概要と町の考え方

番号	意見の概要	町の考え方
1	(最初の意見)	中期目標については、芦屋町長が策定、芦屋中央病院に指示
	第1期中期目標の具体的(計画など)の進捗状況の資料が	し、その指示を受けて、芦屋中央病院は4年間の中期計画、各
	ない中では、町民にパブコメを求めるのには無理があると思	事業年度の年度計画を定めます。
	う。	その年度計画に沿った実施状況について、芦屋町長が地方独
	また、診療科の増設は「皮膚科」のみで、それも隔週の水	立行政法人芦屋中央病院評価委員会(以下「評価委員会」とい
	曜日の午前中と木曜日の午後、眼科は水曜日と土曜日のみ。	う。)の意見を聴いたうえで、評価しています。
	小児科は早々に廃止を決定し、耳鼻咽喉科は7年以上休診が	各事業年度の業務実績に関する評価結果及び第1期中期目
	続いている状況では、地域住民への信頼は得られず、憂慮し	標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果については、芦
	ている。	屋町のホームページに掲載しています。
		診療科の増設については、第1期の中期計画に記載したとお
		り、皮膚科を新設しています。
		皮膚科及び眼科の診療については、非常勤医師による診療の
		ため、ご意見のとおりの診療日となっています。

2	(前文) 第2期中期目標の前文に「平成27年4月設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し・・・地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。」とある。しかし	小児科については、芦屋町内4ヶ所の診療所で診療を行っており、近隣では、産業医科大学病院、市立八幡病院が小児救急医療を行っています。 全国的に小児科医不足が言われていますが、芦屋町近隣の小児医療は、かかりつけ医から救急まで、不足なく医療提供が行われています。 芦屋中央病院の小児科を廃止する前の来院者数は、1日当たり平均1名未満でした。 廃止を検討する際には、前述の小児医療の状況を確認し、検討を重ねたうえで、廃止を決定しています。 耳鼻咽喉科については、引き続き医師の確保に努め、診療再開を目指します。 第2期中期目標の指示を受けて作成される中期計画の中に記載される予定です。
	の中心的病院としての役割を担ってきた。」とある。しかし、 私達町民には、具体的に何を持って経営基盤を構築したのか 分りにくい。従って第2期中期目標は具体的に示してもらい	
	かりにくい。促りて第2朔中朔日標は兵体的にかしてもらい。	
3	(前文) ISO9001認証取得したと言っているが、この国際規格の本質は顧客本位である。町民・患者の立場から中央病院	
	に対する「満足度調査」を実施し、町民に信頼されているか、 現状何が問題であるか検証すべきである。	公表しています。

【理由】

- ① 交通の便が悪く、通院するのが不便である。
- ② 院外薬局であり不便である。
- ③ 高次医療を必要とする疾患や難病の場合、個人で病院を 探していることもある。
- ④ アルバイトの医者では、信頼できないので町外の病院に 行く人もいる。

4 (前文)

体的施策に取り組んでもらいたい。

【理由】

- 年8月)では、建替えに伴い損失額が予想を上回って赤 字となっている。
- ② 外来患者の増加を図るために「満足度調査」を実施し、 その結果を公表してもらいたい。

(前文) 5

ているが、文章の流れと素案の名称からも、中期目標の前にします。 第2期を入れるべきではないか。

平成30年4月の地方独立行政法人法の一部改正により、業 第三者評価機関による評価を真に受け止め、目標達成に具|務の実績等について、芦屋町長が評価委員会の意見を聴いて、 評価をすることになっており、第1期中期目標期間(平成27 年4月1日~平成31年3月31日) に見込まれる業務実績に ① 第1期中期目標期間の業務実績に関する評価(平成30 | 関する評価結果は、「目標どおり達成する」と評価しています。 今後も評価委員会からの意見や指摘を真摯に受け止め、改善 すべき点については改善し、中期目標に基づき、中期計画、年

ご意見のとおり、文章の流れと、文章をより明確にするため、 文末に「ここに、・・・中期目標を・・・定める。」とし│文末「中期目標」の前に「第2期」を入れ、下記のとおり変更

| 度計画に沿った取組を、病院が実施していきます。

【変更前】

「ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次 のとおり定める。」

【変更後】

「ここに、法人が達成すべき業務運営に関する第2期中期目 標を次のとおり定める。」

第2住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関 する事項

1 医療サービス

(4) 救急医療への取組

救急体制を充実すると言っているにも関わらず、日曜、祭 町民や通院患者の命を守るため、早急に実現してください。

師が常駐しています。しかし、全ての患者に対応することは難し く、日祝日や夜間は、当直医師の専門分野によって、受入れでき ない場合もあります。

また、高次救急を必要とする患者については、国の進める医療 日、夜間の救急の受入れはなく、救急車は町外の病院に搬送。|機能分化に則して、近隣の基幹病院と連携し、迅速に対応してい ます。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

アルバイトの医師では信頼できないので、町外の病院に移 っている。独立行政法人化のもと、医師の確保と定着は、喫 緊の課題である。高度医療のできる医師を求める。

地方独立行政法人化後は、速やかに医師の給与等を近隣の病 院に対抗できる水準に設定しています。

また、病院長が関連大学病院の医局との関係性を良好に保つ ことで、大学医局から芦屋中央病院への就職につながるよう取 り組んでいます。

平成27年度末には12名の常勤医師でしたが、継続的な取 組によって、平成30年4月現在で17名まで増員しました。 非常勤医師による診療科については、今後も常勤医師を採用で きるように継続的な取組を行い、住民がより安心できる医療の 提供を目指します。

高度医療については、現在、国の政策で医療機能分化が推進 され、病院単位で機能が明確にされています。

院の高度急性期医療と連携し、地域の医療を支える役割を担っ ています。

芦屋中央病院では、良質な医療を提供し、地域医療水準の維 持・向上に努める医師の確保に努めます。

2医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

「職場環境の見直しや整備」とあるが、第1期中期目標の 育て世代の育児支援(院内保育など)」を提案した。町の考 │ い結果となり、院内保育は行わない結論となっています。 え方は、「今後検討すべきこと」としたが、この4年間にど のような検討をしたのか。

院内保育について、第1期中期計画作成時に意見聴取をした 結果、保育児童のいる職員が5名程度と少数でした。

また、利用している保育園から院内保育園に移動することが パブコメで、私は、「医療スタッフ不足の対応策として、子|子どもの負担になるとの意見もあり、実際の利用者は見込めな

> 現在、昔屋中央病院が取り組んでいる育児支援は、育児休暇 後の時短勤務や夜勤免除です。加えて、子どもの行事に合わせ た休暇取得を優先するなど、病院・看護部をあげて育児世代の 支援を行っています。

9 3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

小児科の廃止に反対します。人口減対策に反し、先ずは定 着の医師を配置のこと。

No.1 小児科についての町の考え方のとおりです。

3 患者サービスの向上 1.0

(4) 地域住民への医療情報の提供

「医療・介護に関する講座の講師派遣及び広報誌やホーム」っています。 ページでの情報提供等保健医療情報の発信及び普及啓発を 推進」としているが、病院のホームページや病院広報誌の「か」 けはし」をもっと充実させてほしい。特に、同広報誌は発行 当初は、年3回から4回発行していたが、近年は1回か2回。 直近では、昨年11月に発行したのが最後である。

病院のホームページについても、各科の症例や手術数など の情報を掲載してほしい。また、総務省の公立病院ガイドラ

芦屋中央病院では、広報戦略会議を平成29年7月に設置 し、ホームページや広報誌等を充実するための検討や活動を行

広報誌「かけはし」については、昨年12月以降発行してい ませんが、今年度は12月と3月に発行し、来年度からは年3 回程度発行する予定です。

また、平成27年度から、各科の取組、手術数及び検査件数 することができます。

インに沿った芦屋中央病院の「新公立病院改革プラン」(平土報の内容は、病院内で検討したうえで、必要なものを提供して 成28年度~平成32年度)についても、財政的な協議を町 | いきます。見やすく、わかりやすい内容にし、積極的な情報発

	とも行って策定していることから、毎年度の点検・評価を行	信に努めます。
	い、公表(病院及び町HPで)確実に行うよう要望する。な	新公立病院改革プランについては、芦屋中央病院のホームペ
	お、前公立病院改革プランの公表はされていないことを申し	ージで公表しています。
	添える。	また、新公立病院改革プランに基づく点検・評価・公表等は、
		芦屋中央病院のホームページから、芦屋町のホームページに公
		表している評価結果を外部リンクすることで、公表していま
		す。
1 1	第4財政内容の改善に関する事項	病院事業債と過疎債の借入額、償還金、未償還金等について
	建替え事業に要した財源である病院事業債と過疎債の額	は、毎年、芦屋町が作成している「主要な施策の成果及び予算
	と返済計画を明確にすること	執行の概算書」に記載しています。
		「主要な施策の成果及び予算執行の概算書」は、芦屋中央公
		民館内図書館の2階にある行政情報コーナーで閲覧すること
		ができます。